

現行の被害者参加制度の見直しに関する意見書

2012年（平成24年）11月15日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

1 心情意見陳述制度の制限

被害者が参加した事件において、被害者参加人は、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第292条の2による被害者等の意見陳述制度を利用できないものとすべきである。

2 手続二分制度の導入と被害者等の手続参加の制限

公訴事実等の存否に争いがある事件においては公訴事実等の存否を判断する手続と刑の量定の手続を二分する制度を創設した上で、手続が二分された事件においては被害者等の手続参加は刑の量定の手続においてのみ許可し得ることとすべきである。

第2 意見の理由

1 被害者参加制度の見直しについて

(1) 当連合会は、刑事事件における被害者の保護や被害者の知る権利その他の権利を確保・尊重するなど、犯罪被害者等の支援は重要であると考えたものであるが、被害者参加制度については、2005年6月17日付け「犯罪被害者等の刑事手続への関与について」、2006年12月15日付け「法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会における諮問事項について」の意見書で反対するとともに、法案提出後の2007年5月1日付けの「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる被害者参加制度に対する意見書」でも、真実の発見に支障をきたすこと、刑事訴訟の構造を根底からくつがえすこと、被告人の防御に困難をきたすおそれがあること、少年の刑事裁判では更に深刻な問題があること、事実認定に悪影響を及ぼし裁判員制度が円滑に機能しなくなるおそれがあることなどの理由から、被害者参加制度を直ちに導入することについて、反対した。

被害者参加制度は、2008年12月に施行され、まもなく4年を迎える。「通常第一審において被害者参加が許可された被害者等の数(延べ人員)」は、司法統計年報（最高裁判所事務総局）によれば、2010年は839人、2

011年は902人となっている。また、裁判員裁判では、2011年3月末までに判決があった被告人2,060人に対し、223人の裁判で被害者参加が認められていると公表されており（なお、心情意見陳述のみがあったものも含まれていると思われる。）、約10%の参加割合である。

確かに、同制度により、被害者や遺族の意見がより審理や判決に反映するようになったといえるが、他方で、以下のアンケートや新聞報道などから明らかのように、被害者参加がなされた事件の審理においては、刑事訴訟手続で最も保障されなければならない被告人の防御権に重大な悪影響を与えている事実も多数あり、先に指摘した基本的な考え方は、被害者参加制度が現実運用された現段階においても変わるところはないといえる。

(2) 当連合会では、被害者参加制度に関する実態を調査するため、日弁連刑事弁護センター及び犯罪被害者支援委員会が、弁護士及び被害者参加制度を利用した弁護士を対象としてアンケートを実施している。被告人の防御権の観点から、日弁連刑事弁護センターのアンケート結果及び新聞報道などを分析すると、以下のことを指摘することができる。

イ 多くの弁護士からの「殺伐とした雰囲気法廷」「被告人に与える精神的負担が大きい」等の意見や、被告人が自らの罪と向き合い、真に反省する場としての法廷の役割が果たされていないと考えられるという意見がある。

ロ 被害者等や被害者参加弁護士が在廷することの心理的弊害、異常な緊張感の高まり等がみられる。

これに加え、被害者や遺族が被告人を激しく誹謗中傷したり、被告人に殴りかかる等の事態、反対に、被告人が被害者への再犯を示唆する等の更なる加害など、被害者等と被告人間の直接的な軋轢等の弊害が生じる。

ハ 被害者等が、不同意となった証拠を実質証拠として引用して尋問を行ったり意見を述べたりするなど、刑事手続上の証拠法則が乱される弊害が生じる。

ニ 現実の被害者や遺族による意見陳述が、裁判員裁判を中心にして、法定刑以上の処罰を求める事例、検察官求刑とはかけ離れた厳しい処罰を求める事例がある。

検察官の論告を補うような法律的意见というよりは、刑訴法第292条の2の心情意見陳述と同じような機能にとどまっているという意見もある。

なお、検察官求刑や判決への影響を統計的に有意に確認することまではできないが、検察官求刑を越える判決や控訴審において量刑不当で刑訴法第397条1項により破棄された事例なども存在するし、日弁連刑事弁護センターによって行われたアンケートでも、求刑及び判決が重くなっているとの意見を持つ弁護人も多かったことを付言する。

以上のような弊害や諸状況は、本来、厳格な証明によって冷静かつ謙抑的になされるべき刑事訴訟とは異質なものが刑事訴訟に持ち込まれたとの指摘ができる。人権保障システムである刑事訴訟において、決して好ましい状況ではない。

- (3) 既に指摘した弊害、とりわけ被告人に対する厳しい感情や偏見が事実認定及び量刑判断に及ぼす影響については、裁判官でも例外ではないとの指摘もあるし、市民から選ばれた裁判員に大きな影響を与える可能性は否定できない。その結果、裁判員裁判では、感情に基づく誤判の危険性や被害者参加の有無による不公平が助長される弊害も大きくなる可能性がある。

このように、多くの弊害に鑑みると、先に述べたとおり、被害者参加制度は基本的に見直されるべきであるが、本意見書においては、その弊害を抑制するために、少なくとも意見の趣旨1、2のとおり見直すべきことを提言する。

2 心情意見陳述制度の制限について

- (1) 刑訴法第292条の2によるいわゆる心情意見陳述制度は、あくまでも意見の陳述を認める制度であり、証拠調べ手続ではないことから、被告人側に被害者等に対する反対尋問の機会が保障されていない。

そうである以上、被害者等の陳述を事実認定の証拠にすることは当然許されないが、刑の量定の資料にすることは許されるとするのが実務の運用であり、被害者等による陳述の法的性質は必ずしも明瞭とはいえない。

また、被害者等による陳述において、前提事実について証拠に基づかない陳述がなされることがあり、そのような場合には事実認定及び量刑判断が歪められるおそれがある。

- (2) そもそも、心情意見陳述制度は、被害者にその思いを主体的に述べる場を設定することそれ自体を主たる目的とするものであるとされてきた。

しかるに、被害者参加制度が創設され、裁判所が被害者等の参加を許可した場合には、被害者等が公判期日に出席し、事実又は法律の適用について意

見を陳述することも許可され得ることになった。これらによって、被害者に「その思いを主体的に述べる場」は十分に保障されているといえるし、弁論としての意見陳述に適さない被害感情や事実関係を述べる必要があるという場合には証人尋問によることになるのであるから、被害者が参加した事件において、被害者参加人に心情意見陳述制度を利用させる必要はなくなったというべきである。

- (3) 現行法下においては、被害者が参加した事件においてもなお心情意見陳述制度が存置されていることにより、被害者参加人は証人尋問・心情意見陳述・弁論としての意見陳述の三度にわたって証言・陳述をすることがある。そのようにして被害者の処罰感情が過度に強調されるのでは、事実認定及び量刑判断が歪められるおそれがおおきくなる。

被害者等の心情意見陳述制度には前述のとおり問題点があるので、被害者が参加した事件において、被害者参加人は心情意見陳述制度を利用できないものとすべきである。

3 手続二分制度の導入と被害者等の手続参加の制限について

- (1) 従来の刑事訴訟においては、公訴事実等に争いがある事件においても、有罪・無罪を判断する手続と刑の量定の手続が二分されてこなかった。

その結果、有罪・無罪の判断に先立って、情状審理の一環として被害感情や前科等の公訴事実等と関連しない事実に関する証拠も取り調べられており、関連性のある証拠のみに基づいて公訴事実等の存否を判断することが制度的に担保されてこなかった。

そこで、新たな刑事司法制度においては、関連性のある証拠のみに基づいて公訴事実等の存否を判断することを担保するため、公訴事実等の存否を判断する手続と刑の量定の手続を区別すべきである。

- (2) そして、そのような手続二分制度を導入した上で、被害者等の手続参加は刑の量定の手続においてのみ許すことができるとすべきである。その理由は以下のとおりである。

そもそも、特に事件性や犯人性が争われている事案においては、公訴事実が立証されて初めて、当該被告人の行為による被害者の存在が観念されるのであるから、公訴事実が立証される以前の段階で、事件性や犯人性を当然の前提として当該被告人の公判審理に被害者が参加することを許すべきではない。

そして、被告人が公訴事実等の存否を争っている場合に、被害者等が手続に参加して証人尋問・被告人質問・意見陳述などを行うことにより、有罪・無罪の判断に影響が及ぶ危険がある。被害者の存在や行為が有罪・無罪の判断に影響を及ぼすことは、裁判実務や学問的研究において繰り返し指摘されてきたところである。

さらに、被害者参加制度が創設されて以降、被害者等による尋問や意見陳述において、意見にわたる尋問がなされたり、証拠に基づかない意見陳述がなされたりした事例がある。証拠法に通暁していない被害者等に尋問や意見陳述を認める以上、そのような事例が一定程度生じることは避けられない。

そのような尋問や意見陳述がなされた場合には、事後的に裁判長によって制限されることにはなるが、公訴事実等の存否に予断・偏見を及ぼす尋問や意見陳述がなされてしまったことによる裁判官・裁判員への心証形成への影響を完全に除去することは不可能であり、無辜の不処罰を何より重視すべき刑事司法の在り方として極めて問題である。

- (3) そこで、手続二分制度の導入とあわせて、被害者参加の許可を刑の量定手続においてのみ認めることとする旨の刑訴法改正が必要である。

以上

犯罪被害者等の刑事手続への関与について

2005（平成17）年6月17日

日本弁護士連合会

第1 被害者等の刑事手続への関与

- 1 検察官の訴追及び訴訟活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続として、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度を新設すべきである。また、被害者等が、この制度による質問ないし意見表明を的確に行うための手続として、公判前に、必要な証拠を閲覧等できる制度を導入すべきである。
- 2 被害者等が、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事訴訟手続に参加し、訴訟行為（証拠調請求、証人尋問、被告人質問、事実関係を含む意見陳述、求刑、上訴など）を行う制度は、導入すべきではない。

第2 被害者等に対する法律扶助の拡充

法律扶助は「民事裁判等手続の準備及び追行」等に対象が限られているが（総合法律支援法第30条第1項第2号）、被害者等が刑事手続に関連する手続（告訴手続、検察審査会に対する申立手続、記録の謄写閲覧、意見陳述など）に関し弁護士の援助を受ける場合についても法律扶助の対象とする拡充が行われるべきである。

第3 刑事裁判における附帯私訴及び損害賠償命令

被害者等の損害回復・経済的支援への取組みに関しては、被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手段によって実現できる我が国にふさわしい制度を検討すべきであるが、その方法として、附帯私訴及び損害賠償命令の制度は導入すべきではない。

(理由)

第1 被害者等の刑事手続への関与

1 刑事手続に関する被害者等の保護ないし関与についての施策

我が国では、これまで長い間、多くの犯罪被害者（刑罰法令に違反する行為によって、生命、身体、財産、精神、又は人格等に対する危害を被った者及びその遺族をいう。以下、「被害者等」という。）が、社会的に放置され、孤立し、きわめて深刻な状態におかれてきた。

地下鉄サリン事件などを契機とする社会的関心の高まりと、被害者等自身の懸命な努力により、2000（平成12）年、犯罪被害者保護二法が成立し、被害者等の支援に一定の前進がみられるようになった。

刑事訴訟手続においては、証人への付き添い（刑事訴訟法第157条の2）、証人の遮蔽措置（同法第157条の3）やビデオリンク方式による証人尋問（同法第157条の4）が導入され、被害者等が証言をする際の精神的苦痛を軽減する手だてが拡大した。また、被害者等による意見陳述制度（同法第292条の2）が新設され、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見陳述をする権利が認められた。刑事訴訟手続に付随することとして、公判手続の優先傍聴（犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第2条）、公判記録の閲覧及び謄写（同法第3条）、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（同法第4条）の各制度が創設された。

また、関係機関の取組みとして、検察官が、被害者その他刑事事件関係者に対し事件の処理結果等を通知する、全国統一の被害者等通知制度の導入（1999（平成11）年4月1日実施）、検察官等が被害者等に対し、受刑者の釈放予定年月や釈放後に釈放年月日を通知する、出所情報の通知制度の導入（2001（平成13）年3月1日実施）、被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度の導入（平成13年10月1日実施）、刑事訴訟法47条但し書に基づく被害者等に対する不起訴記録の開示の弾力的運用（平成12年2月4日法務省刑事局長通知）など、各種通知制度・運用が実施されている。

従前に比べれば、被害者等の刑事手続への関与については、大きな一歩が踏み出されている。しかし、被害者等からは、より充実した施策の必要性が叫ばれて、犯罪被害者等基本法が制定されたことは重く受け止めなければならない。

2 既存の制度との整合性に配慮する必要性

同時に、制度を改め、あるいは新たな制度を導入するにあたり、既存の制度との整合性について十分に配慮した検討がなされるべきである。

刑事手続は、被疑者・被告人等の基本的人権を擁護しつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とするものである(刑事訴訟法第1条)。被害者等のための施策を考えていく上でも、刑事手続の目的が変容されることはなく、憲法で保障された被告人の権利が侵害されることがあってはならない。

3 検察官に対する質問・意見表明制度導入の意義

現在、多くの被害者等が、刑事裁判について共通して不満を抱いている点は、捜査の結果判明した事件の内容や手続の進行について被害者に十分な情報が提供されないまま推移することが少なくないこと、そして、検察官の訴訟活動について意見を述べる機会が制度として確保されていないため、自らの思いが刑事手続に十分には反映されていないと考えていることにあるといえる。

実際、刑事手続の進行状況が正確に被害者等に知らされなかったり、また、被害者等の立場からすれば不合理と受け止められる加害者(被告人)の弁解が採用されてしまったと感じられるような事件は、弁護士が被害者代理人としての立場などで少なからず経験してきているところである。この点について、近時は検察官においても相応の努力がなされ、以前よりは改善されているといえるが、なお被害者側に強い不満が残る事案が存在していることは否定しがたい事実である。

そこで、刑事事件に関する手続の進捗状況等に関する情報提供や、検察官の訴訟活動について意見を述べる機会の確保は、個々の検察官の努力だけに委ねるのではなく、法律上の制度として創設することが必要というべきであろう。これらの制度が的確に機能すれば、被害者等の要望に相当程度応えることができるものとする。

具体的には、次のような制度である。

- (1) 被害者等又はその代理人弁護士が、検察官に対し、当該刑事手続に関し、説明を求め、意見を述べる制度を導入すること。

具体的には、公訴提起された被告事件についての検察官の主張立証方針や公判経過等について説明を求めることができることとすべきである。また、上記事項等に関し、検察官に対し、文書又は口頭で意見を述べるができることとし、意見が述べられた場合には、検察官はできるだけ配慮することとすべき

である。

- (2) 被害者等が、一定の要件を満たす場合に、検察官が弁護人に開示した証拠を公判前に閲覧できる制度を導入すること。

被害者等が、当該刑事手続について、検察官に説明を求め、あるいは意見を述べる前提として、公判廷に提出される証拠を含む情報を得たいとする要望も重く受け止めなければならない。よって、検察官に説明を求め、あるいは意見を述べるために必要があるときに、一定の要件の下で、検察官が弁護人に開示した証拠を公判前に閲覧できる制度を導入すべきである。

また、上記意見表明等を行うために閲覧では不十分な特別の事情がある場合などに、一定の要件のもとで開示証拠を謄写する制度についても検討課題となる。ただし、この場合、被告人や弁護人が、開示された証拠を審理の準備以外の目的で使用してはならないとの規定や、これに違反した場合の罰則が設けられている（刑事訴訟法第281条の4、同第281条の5）こととの整合性等が問題となり、被害者等についても証拠の複製等の適正管理義務を法定化することの要否などを含め、謄写制度については慎重な検討が必要とされる。

4 被害者等の刑事手続への直接関与

被害者等の中には、刑事手続の当事者ないし検察官の補佐的立場で、直接に訴訟行為を行う制度の導入を求める声もある。

しかし、これらの意見の背景にある不満、すなわち、刑事手続についての確かな情報が伝えられることもないまま、被害者等の立場からすると納得しがたい裁判がなされることがあるとの非難は、重く受け止めなければならないとしても、被害者等が刑事手続に直接関与する制度の導入には、次のような憂慮すべき重大な問題が生じるおそれがある。

- (1) 現行刑事手続の仕組みに整合しないこと

我が国では、検察官が訴追及び訴訟追行に責任を持つ仕組みとなっている。被害者の意見や処罰感情等は、検察官において十分に考慮されたうえで、公益的立場からの訴追方針が策定されることとされている。国家機関である検察官が訴追及び訴訟追行に責任を負う仕組みは、社会公共の関心事である犯罪を国家が理性的に処理することが合理的であり適切であるとされ、私的復讐が公的刑罰に昇華されていく歴史の過程で作られたものである。

検察官によるこのような公益的立場からなされる訴追のあり方に、別途、「当

事者」ないし「補佐する者」として被害者等が直接加わることは、訴追方針の不整合を生じさせるなど国家刑罰権の適正な行使に影響を及ぼすこととなり、適切でない。

この点について、検察官が設定する訴因の枠内であれば、被害者等の直接関与（例えば、質問権）を認めたとしても、訴追方針の不整合が生じることはない、とする意見もある。しかし、同一の訴因の下でも、計画性の有無や共謀の成立時期、どのような間接事実が主張されるかは、訴追方針として重要な意味を持つことから、「訴因の枠内」における関与であっても、訴追方針との不整合は生じ得るから、上記意見に賛成することはできない。

（２）被告人の防御に困難をきたすおそれ

無罪推定の原則、黙秘権の保障、検察官の立証責任等、被告人の防御権を考慮したさまざまな原則と権利が存在しているのは、被告人が、強大な組織力と強制捜査権を背景とする検察官の訴追活動に対峙しなければならない極めて厳しい立場に被告人が置かれることによるものである。しかし、被害者等の直接関与は、被告人の防御に大きな困難をきたすおそれがある。

防御すべき対象の拡大

被害者等の直接関与により、検察官の訴追活動と異なる被害者等の訴訟活動が行われれば、被告人の防御すべき対象が拡大することとなり、被告人の立場が非常に厳しいものとなるおそれがある。被害者等の直接関与が「訴因の枠内」であったとしても、検察官と異なる主張立証が行われうるのは既に述べたとおりであり、こうした場合、被告人は、それら全てに対して防御することを余儀なくされる。

なお、本年１１月までに実施される改正刑事訴訟法のもとでは、公判前に検察官と弁護士及び裁判所の間で争点を整理して、争点中心の公判審理を実現することが目指されることになるが、それにもかかわらず、整理された争点から外れる質問等が被害者等によって行われることがありうるのもあって、その場合に、被告人の防御に支障を及ぼすおそれは否定できないところである。

被告人の防御活動が萎縮する可能性

直接関与のうち「被告人に対する質問権」については、上記の問題点に加え、「被害者から質問を受ける」立場に置かれることが被告人に看過しがたい不利益をもたらすおそれがあることを指摘しなければならない。例えば、共謀を否認したり過剰防衛を主張するなど、検察官主張については争いがあるが、犯罪

に關与したことは争いがない事案などにおいては，被告人は生じた結果について道義的責任を感じていることが少なくない。

このような場合において，被告人が，被害者や遺族等から怒りや悲しみなど被害者であれば当然に持つであろう感情に支えられた質問を直接に受けたとすると，供述したいことを控えざるを得ないなど，被告人として本来行なうことができる防御活動が萎縮する事態に陥る可能性は否定できない。

事実認定に与える影響

事実認定者に対しては，判断資料となりうる適正な証拠のみが示され，心証形成に不合理な影響を及ぼすものは排除されなければならない。ところが，被告人に対して被害者等が直接に質問をする制度が導入されれば，被害者等は，罪を犯したとされる被告人を前にして，怒りや悲しみなどの感情を前面に出して質問を行うことがあることは上記のとおりである。これに対して，被告人が激しく感情的に反発することも十分にありうるといえる。

このように，法廷で被害者が被告人と直接対峙して感情的な質問や応答がなされた場合，その印象は，特に裁判員裁判においては，一回限り初めて刑事裁判に關与する裁判員の情緒に強く働きかけ，「証拠」に基づいて冷静になされなければならない事実認定について影響を与える可能性は否定できないといわなければならない。

被害者等が複数の場合の問題

被害者等が複数の場合には，さらに困難な問題が生じる可能性がある。

例えば，被害者等の全員が主張立証あるいは質問しようとした場合に公判に要する時間が増加すること，被害者等がそれぞれ異なった観点から主張立証を行った場合に争点が増加し複雑化すること等，訴訟の遅延や被告人の防御の負担の不合理な増大等の問題がさらに拡大することになる。また，こうした不合理を最小限に留めるため關与できる被害者等の数を制限するなどの方策については，どのような基準で制限できるのか，制限の結果關与できなくなった被害者の利益をどう考えるかなど，解決困難な問題が生じることになる。

(3) まとめ

以上のとおり，現行刑事訴訟制度との整合性や被告人の防御の困難性等について検討すれば，被害者等が，当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事手続に直接關与し，訴訟行為（証拠調請求，証人尋問，被告人質問，事実関係を含む意見陳述，求刑，上訴など）を行う制度は導入すべきではない。

第2 被害者等に対する法律扶助の拡充

被害者等は、これまでの被害者等に対するさまざまな施策により、さまざまな情報の入手や、優先的法廷傍聴、意見陳述、法廷付添、公判記録の閲覧謄写、刑事手続上の和解などが認められてきた。しかし、例えば法廷傍聴により法廷でのやりとりを理解することや、適切な意見陳述、刑事手続上の和解などは、弁護士の援助を得て初めて実効性をもつといえる。また、上記で提言した被害者等の検察官に対する質問・意見表明制度も、その的確な行使のためには弁護士の援助が不可欠といえる。

法律扶助は「民事裁判等手続の準備及び追行」等に対象が限られているが（総合法律支援法第30条第1項第2号）、被害者等が刑事手続に関連する手続（告訴手続、検察審査会に対する申立手続、記録の謄写閲覧、意見陳述など）に関し弁護士の援助を受ける場合についても法律扶助の対象とする拡充が行われるべきである。

このような方策は、被害者等の刑事手続参加の拡充にとって、重要な意味をもつものと位置づけられるべきである。

第3 刑事裁判における附帯私訴及び損害賠償命令

被害者等の民事上の損害回復について、被害者等の負担を軽減する観点から、被害者が刑事訴訟に附帯して損害賠償等の財産上の請求を行うことができる制度（附帯私訴）や、刑事裁判所が被告人に対して被害者への被害物品の返還や損害賠償を命ずることができる制度（損害賠償命令）を導入すべきとの考え方がある。

被害者等の損害回復・経済的支援の方策を検討するにあたっては、現行法上可能な刑事公判記録の閲覧・謄写及び刑事和解制度の一層の活用を図りつつ、被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手段によって実現できる我が国にふさわしい制度を追求すべきである。しかし、附帯私訴及び損害賠償命令については、刑事被告人に保障された憲法上の権利にも関わる様々な問題点がある。

まず、附帯私訴については、刑事裁判と民事裁判における手続に相違点（証明の程度、過失相殺などにおける立証責任の所在、自白法則、控訴審の構造等）があり、同一の手続で行うことに困難を生じる。また、附帯私訴の申立人という当事者が増え、争点も増加するため、被告人側の防御の負担が増大し、訴訟が遅延するおそれがある。憲法上保障された重要な権利である被告人の迅速な裁判を受ける権利（憲法第37条第1項）が損なわれてはならない。

損害賠償命令については、刑事裁判で取り調べた証拠の範囲内で認められる損害額のみで命令を発するものとする、被害者は別途民事訴訟を提起し残額を請求しなければならず、被害の実態に即した有効な救済となり得ない一方で、民事訴訟と同様に損害額の認定を行うものとするれば、民事上の争点が刑事裁判に持ち込まれ、刑事裁判の遅延を招くなど、附帯私訴と同様の問題が生じる。

このように、我が国においてこれらの制度を導入するにはさまざまな問題がある。これらの制度を導入すべきではない。

以上

法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会における諮問事項について

2006年12月15日
日本弁護士連合会

第1 損害賠償に関し刑事手続の成果を利用する制度（諮問事項1）について

この制度については、刑事訴訟手続及び被告人の防御活動に対する影響、並びに被告人に対し民事上の防御権が十分に保障されることとなるのか等について、なお慎重な検討が必要であり、制度設計によっては、その全部または一部について反対せざるを得ない。

1 犯罪被害者等のために、時間や費用の負担を軽減できる簡易迅速な被害回復制度が存在することが望ましい。

しかし、現在検討されている「公訴提起後、犯罪被害者等が刑事裁判所に損害賠償を求める申立をし、刑事裁判所が刑事の有罪判決言い渡し後、数回程度の審理により損害賠償を命ずる」制度については、以下に述べるとおりいくつかの問題が存する。

(1) 刑事訴訟手続が長期化するおそれがある。

この制度においては、損害賠償の請求についての審理は刑事訴訟記録を利用して行うこととされている。従って、刑事訴訟記録に表れていない事情については、損害賠償の請求についての審理において参酌されない危険性がある。

そのため、被告人及び弁護士としては、刑事判決後に審理が予定される損害賠償請求についての審理で争点となる損害賠償の額に影響する可能性がある事項を強く意識して審理に対応せざるを得ない。ことに、民事上被害者の過失に関する過失相殺の割合が大きな争点となることが予想される場合、犯罪被害者等を証人として尋問する際に、刑事訴訟の争点ではなくても、被害者の過失割合等についての詳細な尋問をせざるを得なくなり、その分、刑事訴訟が長期化する可能性が増大する。

(2) 被告人や弁護人の防御活動に影響を及ぼすおそれがある。

被告人及び弁護士が、民事上の不利益を回避するために、必ずしも刑事訴訟の争点ではない事項についても、事実関係を争うこととした場合、審理が長期化したり、争うこと自体が量刑上は不利な情状として考慮されたりする不利益を被るおそれがある。そして、弁護士としては、このような利害得失を考慮しつつ防御方針を検討する必要に迫られるのであって、刑事手続における被告人や弁護人の防御活動に重大な影響を及ぼすこととならざるを得ない。

(3) 刑事訴訟を担当する裁判官（及び裁判員）に対し予断を与えるおそれがある。

この制度では、申立人は、申立書に、申立ての趣旨及び原因並びに損害額の内訳程度を記載することとされ、裁判所に予断を生じさせるおそれのある事項を記載することが禁じられるものと考えられる。しかし、申立書中の損害の額や内容の記載内容だけからでも、犯罪があり、甚大な損害が発生したといった予断を裁判官（及び裁判員）に与えるおそれがあり、無罪推定の原則にも反するおそれがある。ことに、申立を刑事裁判の判決宣告前の段階で認めるとすれば、この申立書の記載が刑事裁判の判決宣告に影響を及ぼす可能性は排斥できない。これでは、証拠裁判主義（刑訴法317条）に反し、予断排除の原則（刑訴法256条6項、296条但書き等）、及びこの原則を守るために諸規定（刑事訴訟規則167条、187条1項及び3項等）が設けられている意味をなくしてしまうことになりかねない。

- (4) 対象事件が相当な範囲で裁判員対象事件と重なり合うであろうことから、裁判員裁判における刑事訴訟手続が混乱するおそれがある。

この制度で対象とされる事件は殺人等の重大事件であることが予想されるが、これらの事件は、そのほとんどが、裁判員対象事件である。裁判員対象事件はすべてが公判前整理手続に付されることになる。そのため、公判前整理手続によって主張と証拠の整理が行われた後になって、前述したとおり、民事で争点となる被害額の算定に関する事実の有無等が刑事裁判の審理において事実上争点となることにならざるを得なくなる。そうすると、せっかく公判前整理手続で争点と証拠を整理して審理に入ったにもかかわらず、審理が計画通りに進まず、公判前整理手続を設けた趣旨が無意味に帰するおそれがある。

また、裁判員裁判制度の下では、損害賠償を求める申立がなされている事実は、初めて刑事訴訟に関与する市民である裁判員の心証に大きく影響を与えるおそれがあり、事実認定に影響を及ぼす可能性もある。

- (5) 損害賠償の請求についての審理における被告人の防御権が十分に保障されないおそれがある。

この制度では、刑事事件の有罪判決が言い渡された後に、損害賠償の請求についての審理を行うことが予定されている。その時点では刑事事件の弁護人の職務は終了していることになるから、被告人は新たに民事事件の訴訟代理人を依頼しなければならないことになる。私選弁護人が選任されていた場合には、引き続き同一の弁護士を損害賠償の請求の審理についての代理人に選任することは容易であるかもしれないが、国選弁護人が選任されていた場合には、経済的に困窮していることから、損害賠償の請求の審理についての代理人を選任することは極めて困難であろう。しかも、現在、刑事施設に収容されている被告人は、民事訴訟の全ての審理に出頭することは認められていない。すなわち、刑事施設の現在の運用からすれば、被告人は刑事事件の有罪判決が言い渡された後の損害賠償の請求についての審理の全部又は一部に出頭できない可能性が高い。(特に、審尋に被告人が出頭することが認められる可能性はほとんどないであろう。)その結果、経済的に困窮している被告人は、損害賠償の請求の審理については、そのための代理人を選任することができないだけでなく、自ら出頭することもできないまま3回程度の審理により判断が下されることになる。それでは、被告人は、損害賠償の請求について、防御権を実質的に保障されていないことともなりかねない。

しかも、被告人には通常民事訴訟への移行申立権が認められず、さらに賠償を命ずる決定に仮執行宣言が付されることとなると、執行停止を得るための資力に欠ける被告人にとっては、異議申立やその後の通常民事訴訟手続が、画餅に帰するおそれがある。

被告人の心情面を考えても、有罪判決が言い渡された直後は、控訴を申し立てるか否かという判断にも直面しており、損害賠償請求手続に十分対応できるか疑問である。また、自らに有罪判決を言い渡した刑事裁判官による民事の審理に対し、ことに無罪を主張している場合などにおいて、これを公正なものとして冷静に受け入れることができるかという問題も存在する。

- 2 以上のうち、1の(1)ないし(4)の問題点に関しては、申立が刑事訴訟手続等に影響を与えることがないようにするため、刑事裁判中に民事に関する審理を一切行わないこととすることは当然として、例えば、

申立ないしその正式受理の時期
刑事裁判官が申立書の受理に關与するか否か
刑事裁判官が申立書の記載内容に触れる時期
裁判員は申立の事実及び内容を知ることになるのか
被告人に対する申立書副本の送達時期
申立書の記載内容（例えば、申立時においては「公訴事実記載の不法行為に基づく相当額の損害賠償の支払いを求める」といった定型的な申立は可能か）
等について、具体的・各論的な検討が不可欠である。

3 また、1の(5)の問題点に関しては

当事者双方に通常民事訴訟手続への移行申立権を認めるか否か
裁判所の判断に仮執行宣言を付すか否か
刑事について上級審で無罪判決が言い渡された場合の民事上の判断の効力と手続
等について、同様な検討が不可欠である。

簡易迅速を旨とする制度である以上、主張立証が制約されることはやむを得ない。しかしそれは、当事者が不服申立をすれば、その後通常民事訴訟手続による十分な審理が保障されてはじめて、許容されるものである。

そして、その保障のためには、最低限

裁判は決定によるものとし、これに対し当事者双方は不服申立ができ、不服申立後は、審級の利益を奪うことなく、一審の通常民事訴訟に移行すること。

損害賠償を命ずる決定には仮執行宣言を付さないこととすること。

仮に、任意的に仮執行宣言を付すとした場合も、不服申立により仮執行宣言は当然にその効力を喪失するものとする。

正当な理由がある場合、もしくは相当と認められるときは、当事者に決定前に通常民事訴訟への移行申立権を認めること。

が、絶対に必要である。

そうでなければ、前述したとおり、被告人は、出頭もできず代理人もつかず、十分な防御活動を行い得ないままに3回程度の審理で自らを有罪とした刑事裁判官によって損害賠償を命ぜられ、仮執行宣言に基づく強制執行をも甘受せざるを得ないこととなる。

さらに、決定前の通常民事訴訟への移行申立権が被告人には認められず、被害者にのみ認められるとすれば、制度の公正性、公平性に重大な疑念が生じ、国民の理解と支持を得られないことにもなりかねない。

第2 公判記録の閲覧および謄写の範囲の拡大（諮問事項2）について

1 要件の緩和について

(1) 基本的な方向としては、賛成である。

ア 現行の犯罪被害者保護法3条1項は、公判記録の閲覧又は謄写が認められる場合を「当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合」に限定しており、「単に知りたい」というだけでは閲覧及び謄写が認められないとされている。

しかし、犯罪被害者等が（訴訟の当事者であるか否かはともかくとして）事件の当事者であることは疑いようがない。そして、事件の当事者である犯罪被害者等が当該事件の内容について知りたいと考えるのは、極めて自然なことであって、「単に知りたい」という心情も十分尊重に値すると言える。

イ また、現行法の犯罪被害者保護法3条1項は、「犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは」、閲覧又は謄写を「させることができる」と規定しており、閲覧又は謄写の許否について裁判所の裁量を認める規定となっている。

しかし、犯罪被害者等が事件の当事者であることに照らせば、犯罪被害者等に対しては、特に支障のない限り当該事件に関する情報を開示することが望ましいと言える。

ウ 従って、法制審議会において提案された案は、基本的には妥当であると考えられる。

(2) 但し、具体的な制度設計に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

ア 刑事事件の訴訟書類は、本来刑事訴訟手続において使用されることを目的とするものである上、公判係属中に訴訟関係人以外の者に閲覧又は謄写を認めると、当該公判等に支障が生じたり、関係者の名誉、プライバシーが侵害されるおそれがある。

現行の刑事訴訟法が、訴訟関係人以外の者の閲覧又は謄写を認めていない（同法40条、270条参照）趣旨も、このような点にあると解される。

イ 従って、犯罪被害者等に対して公判記録の閲覧又は謄写を認めるとしても、被告人を含む関係者の名誉、プライバシーへの配慮は不可欠であって、そのような観点から閲覧又は謄写の範囲を限定することは必要である（但し、現行の犯罪被害者保護法でもそのような取扱いになっているので、それを改める必要があるという趣旨ではない。）。

ウ また、公判記録の閲覧又は謄写の要件を緩和することによって、謄写した公判記録が犯罪被害者等以外の第三者に流布される事態が生じる危険性が増大すると思われるところ、このような事態が現実化すれば、当該公判等に支障が生じたり、被告人を含む関係者の名誉、プライバシーが侵害されるおそれがある。犯罪被害者等に対して当該事件に関する情報を開示することと、それを一般に公開することとは、明確に区別されなければならない。

この点、現行の犯罪被害者保護法3条は、「謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他相当と認める条件を付することができる」（2項）、「不当に関係者の名誉若しくは生活の平穩を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせることのないよう注意しなければならない」（3項）と規定しているが、その実効性が確保されることが必要である。

2 対象者の拡充について

(1) 基本的な方向としては、賛成である。

ア 法制審議会において提案された案が想定しているのは、例えば集団詐欺被害事件等のように、同一被告人による同種の犯罪行為による同種の被害が頻発しているにもかかわらず、全ての被害者が起訴対象となっているわけではない場合（起訴された被害者と起訴されていない被害者とが存在する場合）だと思われる。

このような場合、事件の全容を解明し、全面的な被害救済を図るという観点からは、起訴対象となっていない犯罪被害者等にも公判記録の閲覧又は謄写を認める必要性は高いと言える。

イ また、閲覧又は謄写を認める犯罪被害者等の範囲については、「被告人又は共犯により被告事件に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害者等」と限定されていること、閲覧又は謄写の許否についても、「犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは」、閲覧又は謄写を「させることができる」と規定されており、裁判所の合理的裁量に委ねられていることなどを考慮すれば、起訴対象となっていない犯罪被害者等に対して

公判記録の閲覧又は謄写を認めても、さほど弊害は大きくないように思われる。

ウ 従って、法制審議会において提案された案が目指している方向性は、基本的には妥当であると考えられる。

- (2) 但し、具体的な制度設計に当たっては、公判記録の閲覧又は謄写の申出を行った者が「被告人又は共犯により被告事件に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害者等」であるか否かを、誰が、いかなる資料に基づき、どのような手続で判断するかという点について慎重に検討する必要がある。

すなわち、犯罪被害者等が直接、刑事被告事件の係属する裁判所に対して、疎明資料を添えて公判記録の閲覧又は謄写を申請するという制度を構築した場合、起訴されていない余罪に関する資料（しかも、それは刑事訴訟法では証拠とすることができない資料である場合もある。）が当該被告事件の審理を担当する裁判官の目に触れることとなる。このような事態が現実化すれば、予断排除の原則や証拠法則との関係で問題が生じ、被告人の権利・利益に看過し難い影響を及ぼす懸念がある。

従って、この点については、前記の懸念を払拭するような制度設計を行う必要がある。

第3 犯罪被害者等に関する情報の保護（諮問事項3）について

1 公判手続における被害者特定事項の秘匿について

- (1) 法制審議会配付資料22の第1の1(1)(2)に係る事件、すなわち性犯罪や児童の福祉を害する事件については、裁判所が犯罪被害者等の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（当該事件の被害者の氏名又は住所その他その者が当該事件の被害者であることを特定させることとなる事項をいう。）を公開の法廷で明らかにしない旨を決定する制度の導入に賛成する。

- (2) 同資料22の第1の1(3)及び2の事件についての制度導入については、基本的な方向としては賛成である。

但し、非公開とする要件については、広範かつ曖昧であると考えられるので、さらに検討する必要がある。

また、起訴状朗読前に、その要件が存在することを主張するために、公訴事実記載事項以外の事実が検察官によって裁判官に主張立証されると、予断排除の原則に反することとなるから、その疎明方法についての工夫が必要である。そのためには、例えば、要件存否の判断に際し、疎明資料よりも弁護人の意見を重視し、事実上その同意を要する扱いとすることも考えられる。

2 被害者特定事項の秘匿の要請について

基本的な方向としては賛成である。

但し、検察官の弁護人に対する要請は、訴訟の一方当事者から他方当事者に対する「要請」であり、拘束力を有するものではなく、弁護人に何らの義務を負わせるものではないこと、及び「被告人の防御に関し必要である」か否かは、専ら弁護人の判断にかかるものであることを、明確にする必要がある。

また、かかる制度が法制化されることにより、検察官が被害者特定事項を弁護人に開示しない扱いが広がるなどということは、決して許されない。被害者特定事項を関係者に知らせるか否かは、被告人の防御に必要なか否かを踏まえた弁護人の判断と職業倫理に

委ねられるべきである。

第4 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することができる制度（諮問事項4）について

- 1 犯罪被害者等が、刑事裁判に出席し、検察官の事実に関する主張・立証の範囲において、「事件の当事者」としての立場で、一定の訴訟活動を行うことができるものとする制度には、反対する。

理由は、すでに貴審議会に提出されている当連合会の2005年6月17日付意見書「犯罪被害者等の刑事手続への関与について」記載のとおりである。

現在、刑事訴訟に関して最も重視すべきは、裁判員裁判制度に対する市民の理解を広め、同制度を円滑にスタートさせ定着させることであり、犯罪被害者等に関して言うならば、まず、

- (1) 被害者等の検察官に対する質問・意見表明制度の導入
 - (2) 犯罪被害者等に対する公費による弁護士選任制度の導入
- こそが必要である。

犯罪被害者等の直接関与については、上記2制度を実現し、すなわち、「公費による支援弁護士が選任され、被害者等を支援し、検察官と十分なコミュニケーションを図り意見を述べ、検察官がこれに配慮する」こととした上で、そうした制度の成果や限界についての検証を行い、その必要性等について改めて検討すべきである。

2 検察官に対する質問・意見表明制度の導入

現在、多くの犯罪被害者等が、刑事裁判について共通して不満を抱いている点は、捜査の結果判明した事件の内容や手続の進行について犯罪被害者等に十分な情報が提供されないまま推移することが少なくないこと、そして、検察官の訴訟活動について意見を述べる機会が制度として確保されていないため、自らの思いが刑事手続に十分には反映されていないと考えていることにあるといえる。

実際、刑事手続の進行状況が正確に犯罪被害者等に知らされなかったり、また、犯罪被害者等の立場からすれば不合理と受け止められる加害者（被告人）の弁解が採用されてしまったと感じられるような事件は、弁護士が被害者代理人としての立場などで少なからず経験してきているところである。この点について、近時は検察官においても相応の努力がなされ、以前よりは改善されているといえるが、なお被害者側に強い不満が残る事案が存在していることは否定しがたい事実である。

そこで、犯罪被害者等と検察官の十分なコミュニケーションを図ることは不可欠であり、そのためには刑事事件に関する手続の進捗状況等に関する情報提供や、検察官の訴訟活動について意見を述べる機会の確保を、個々の検察官の努力だけに委ねるのではなく、法律上の制度として創設することが必要である。これらの制度が的確に機能すれば、犯罪被害者等の要望に相当程度応えることができるものと考えられる。

具体的には、次のような制度である。

- (1) 犯罪被害者等又はその代理人弁護士が、検察官に対し、当該刑事手続に関し、説明を求め、意見を述べる制度を導入すること。

具体的には、公訴提起された被告事件についての検察官の主張立証方針や公判経過等について説明を求めることができることとすべきである。また、上記事項等に関し、検察官に対し、文書又は口頭で意見を述べるができることとし、意見が述べられた場合には、検察官はできるだけ配慮することとすべきである。

- (2) 犯罪被害者等が、一定の要件を満たす場合に、検察官が弁護人に開示した証拠を公

判前に閲覧できる制度を導入すること。

犯罪被害者等が、当該刑事手続について、検察官に説明を求め、あるいは意見を述べる前提として、公判廷に提出される証拠を含む情報を得たいとする要望も重く受け止めなければならない。よって、検察官に説明を求め、あるいは意見を述べるために必要があるときに、一定の要件の下で、検察官が弁護人に開示した証拠を公判前に閲覧できる制度を導入すべきである。

3 公費による弁護士選任制度の導入

(1) 弁護士による犯罪被害者等支援の必要性

犯罪被害者等は、ある日突然犯罪に巻き込まれ、十分な支援を受けられないまま、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪による直接的な被害にとどまらず、その後も捜査機関などによる副次的な被害（二次被害）に苦しめられることもあった。

また、当然ながら、犯罪被害者等が十分な法的知識を有しない場合も多く、刑事訴訟に対する対応についても途方に暮れることも少なくなかった。

基本法及び基本計画が明らかにしているように、犯罪被害者等に対しては、医療や精神的ケアなど様々な分野における専門家による支援や、経済的支援等総合的な支援が要請されているが、権利侵害状態を回復し、その尊厳を取り戻させるため、人権擁護を使命とする弁護士による法的支援は不可欠である（弁護士法1条）。

弁護士が相談業務を通じて、犯罪被害者等に対して、刑事手続及び関連法規等に関する幅広い専門知識を教示し、あるいは事件受任を通じて適切な法的支援を行うことは、犯罪被害者等が、さまざまな被害者のための施策の利益を受けるために必要である。

本年10月2日に業務を開始した日本司法支援センターにおいては、被害者支援が本来業務の一つとされ、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士の紹介も始まった。犯罪被害者等に法的支援を行う弁護士は、社会的要請である。

弁護士による法的支援については、ア 経済的損害の回復、イ 名誉等の侵害の予防・回復、ウ 被害者の尊厳の維持・回復を実現するために、その体制の一層の充実化を図るとともに、被害者の置かれた経済的状況等に鑑み、公費によって賄われるシステムを構築していく必要がある。

(2) 犯罪被害者等のための支援弁護士の活動

弁護士による法的支援活動としては、民事の損害賠償請求の代理人としての活動以外に、具体的には以下のようなものがあり、多岐にわたり、時に長期に及ぶ。刑事訴訟との関係においては、手続の説明や記録の閲覧謄写、検察官との打合せや法廷傍聴の付添、意見陳述の援助等があるが、こうした弁護士の支援なくして、犯罪被害者等が刑事訴訟手続を理解しこれに適切に対応することは困難であり、ことに何らかの訴訟活動を行うことは極めて困難であると言わざるを得ない。その意味で、犯罪被害者等の直接関与を論ずるのであれば、その前提として公費による弁護士選任制度の導入が不可欠である。

ア 起訴前の段階

(ア) 刑事手続の説明・アドバイス

(イ) 被害届・告訴

(ウ) 参考人取調べについてのアドバイス、付添

(エ) 捜査機関との連絡調整、情報の収集

(オ) 被害者としての証拠収集

(カ) 報道機関への対応

(キ) 示談等への対応

イ 起訴後の段階

(ア) 起訴状・冒頭陳述・論告・判決書等の閲覧謄写等

(イ) 公判準備・証人尋問準備における検察官との打合せ・付き添い

(ウ) 公判期日傍聴付き添い

(I) 被害者の意見陳述の援助

ウ 不起訴の場合

(ア) 不起訴記録開示手続

(イ) 検察審査会への審査申立

エ 裁判終了後

(ア) 加害者情報等の入手

(イ) 刑事確定訴訟記録の入手

(ウ) 被害者の安全確保のためのアドバイス等

オ 加害者との対話

カ 経済的回復のためのアドバイス・弁護活動

(ア) 各種給付金（労災・犯給法・障害福祉年金・遺族年金）等についてのアドバイス・申請の代行等

(イ) 交渉・民事調停・訴訟の提起等

以上

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる 被害者参加制度に対する意見書

2007年5月1日
日本弁護士連合会

当連合会は、これまで、犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することに関し、2005年6月17日付「犯罪被害者等の刑事手続への関与についての意見」（以下「第一次意見書」という。）、2006年12月15日付「法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会における諮問事項について（意見書）」（以下「第二次意見書」という。）をもって意見を述べてきたが、本年3月13日、新しい「被害者参加制度」を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に上程されたことを踏まえ、同法案が新設しようとする被害者参加制度について、あらためて、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

法案が新設しようとする被害者参加制度は、裁判員裁判の対象事件や業務上過失致死傷等の事件について、裁判所に参加を申し出た被害者やその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、公判への出席、情状に関する事項についての証人に対する尋問、自ら被告人に対して行う質問、証拠調べ終了後の求刑を含む弁論としての意見陳述を認める制度であるところ、かかる制度（以下「本被害者参加制度」という。）の導入には、慎重であるべきであり、直ちに導入することに反対する。

第2 意見の理由

1 犯罪被害者支援

これまで、犯罪被害者等は、「事件の当事者」でありながら、捜査・公判を通じた刑事手続の蚊帳の外に置かれて情報から遮断され、また医療・精神的ケアの面でも経済的補償の面でも十分な支援を受けられずにきたが、近時関係各位の尽力によって犯罪被害者基本法の制定をはじめ、各種支援策が講じられるようになってきた。

しかし、なお多くの犯罪被害者等が刑事裁判に対して抱いている不満は、捜査結果や事件内容、手続について十分な情報提供がなされていないため、なぜこうした事態に巻き込まれているのか「知りたい」という願いが充たされないことや、検察官の訴訟活動に自らの思いが十分に反映されないことなどに起因している。

これらに対応するために、できる限りの方策が取られなければならない。当連合会は、第二次意見書において次のとおり述べている。

「現在、刑事訴訟に関して最も重視すべきは、裁判員裁判制度に対する市民の理解を広め、同制度を円滑にスタートさせ定着させることであり、犯罪被害者等に関して言うならば、まず、

被害者等の検察官に対する質問・意見表明制度の導入
犯罪被害者等に対する公費による弁護士支援制度の導入

こそが必要である。

犯罪被害者等の直接関与については、上記2制度を実現し、すなわち『公費による支援弁護士が選任され、被害者等を支援し、検察官と十分なコミュニケーションを図り意見を述べ、検察官がこれに配慮する』こととした上で、そうした制度の成果や限界についての検証を行い、その必要性等について改めて検討すべきである。」

2 本被害者参加制度

本被害者参加制度については、後に詳細に述べるとおり、現行の刑事訴訟法の本質的な構造を根底から変容させ、被告人の防御に困難をきたし、裁判員制度が円滑に機能しなくなるおそれがあるなど数多くの問題点があると考えられる。それにもかかわらず、刑事手続の現場を担う法曹三者の間でも、実質的議論は始まったばかりであり、ましてや十分な国民的議論がなされたとは言えない。

さらに、本年3月7日、「被害者と司法を考える会」が法務省に対して本被害者参加制度の見直しを求める要望書を提出したことが報じられており、犯罪被害者等の中にも、新制度が犯罪被害者等に新たな負担を課すことになり二次的被害を招きかねない等の理由により本被害者参加制度に反対する意見があることも明らかになっている。

このような状況下においては、この制度についてより広範な意見交換が必要であり、当連合会は国会においても十分に時間をかけた慎重な審議がなされるべきであるとする。犯罪被害者等の救済を進めるためには、公費による弁護士支援制度など犯罪被害者等に対する精神的・経済的な支援体制を構築し、その効果を見極めた上で、改めて被害者参加制度の導入の要否について検討すべきであり、本被害者参加制度を直ちに導入することには反対である。

以下理由を述べる。

3 真実の発見に支障をきたす

本被害者参加制度は、被害者が自ら被告人や証人に問いただすことにより、真実の究明を行うことをひとつの目的としているといわれている。

ところで、本来刑事手続においては、被告人が法廷において、予断と偏見を排除して、自らの生い立ち、犯行に至る経緯、動機、公訴事実に対する主張や反論、反省の気持ちなどを自由に供述しやすい裁判環境が作られなければならないとされている。ところが、このように本来刑事手続が予定しているところとは異なり、結果の重大性に圧倒され、検察官の主張に対して言うべきことが言えない被告人は少なくない。特に、正当防衛の成否、被害者の落ち度、過失の存否という重大な争点について、結果が悲惨であればあるほど、これらの点を主張すること自体が心理的に困難な状況に置かれている。

このような現状にあるなかで、さらに、被害者参加人によって被告人質問がなされ、「被害者から質問を受ける」立場に被告人がおかれるとすれば、被告人が自由に発言

することはますます困難になる。例えば、共謀を否認したり過剰防衛を主張するなど、検察官主張については争いがあるが、犯罪に関与したことは争わない場合において、被告人が、被害者参加人から怒りや悲しみなど被害者であれば当然に持つであろう感情に支えられた質問を直接に受けたとすると、供述したいことを控え沈黙せざるを得ないなど、被告人として本来行なうことができる防御活動が萎縮する事態に陥る可能性は否定できない。このように防御権を十全に行使できない事態に陥ることは、結果として真実発見を困難にし、適正な裁判を妨げることになりかねない。

被告人及び弁護人は、犯罪被害者等の気持ちを考えれば考えるほど、法廷において直接犯罪被害者等に対しその心をみだすような言葉を発することを躊躇することになり、それは、その内容がいかにも真実であっても変わりはない。本被害者参加制度は、被告人及び弁護人をこのように困難な立場に立たせることにより、刑事手続の本来の目的達成を困難にさせてしまう。

4 刑事訴訟の構造を根底からくつがえす

本被害者参加制度は、現行の刑事訴訟法の本質的な構造である検察官と被告人・弁護人との二当事者の構造を根底から変容させるおそれがある。

2000年に成立したいわゆる犯罪被害者保護二法において、犯罪被害者等の意見陳述制度が導入されたが、その際には、犯罪被害者等は「事件の当事者」ではあっても、訴訟当事者ではなく、現行の刑事訴訟の基本構造を何ら変えるものではない旨説明されていた。ところが、本被害者参加制度は、このような点を十分議論することなく、一足飛びに、「被害者参加人」という訴訟当事者又はこれに準ずる地位を認め、検察官が訴因として特定した事実の範囲内という限定はあるものの、被告人の処罰を求める目的で、検察官の活動から独立した、被告人の有罪追及のための訴訟活動を行うことを認めようとするものである。正に刑事訴訟の構造を根底から変容させることになると言わざるを得ない。

5 被告人の防御に困難をきたすおそれがある

無罪推定の原則、黙秘権の保障、検察官の立証責任等、被告人の防御権を考慮したさまざまな原則と権利が存在しているのは、被告人が、強大な組織力と強制捜査権を背景とする検察官の訴追活動に対峙しなければならない極めて厳しい立場に置かれることによるものである。

しかし、本被害者参加制度は、被告人の防御に大きな困難をもたらすおそれがある。本被害者参加制度が導入されると、被害者参加人は、検察官の訴追活動と異なる訴訟活動を行うことが可能になるが、これによって、被告人の防御すべき対象が拡大することとなり、被告人の立場が非常に厳しいものとなるおそれがある。被害者参加人の訴訟活動は、「訴因の枠内」で認められるものではあるが、検察官と異なる主張立証が行われうるのは既に述べたとおりであり、こうした場合、被告人は、それら全てに対して防御することを余儀なくされる。

なお、公判前整理手続に付された場合には、検察官と弁護人及び裁判所の間で争点を整理して、争点中心の公判審理が行われることになるが、それにもかかわ

らず、整理された争点以外の質問等が被害者参加人によって行われることがありうるのであって、継続的質問の場合裁判所も途中で制止することは困難であろう。その場合に、突然の事態に対応せざるを得ないことになり、被告人の防御に支障を及ぼすおそれは否定できないところである。また、訴訟が長期化するおそれもある。

6 少年の刑事裁判ではさらに深刻な問題がある

2000年の少年法改正により、結果が重大な少年事件に関する少年審判での検察官送致決定率が急激に上昇し、少年が刑事裁判の被告人となるケースが増加している。また、検察官送致可能年齢が引き下げられ、14歳の少年であっても刑事裁判の被告人となりうるという状況が生じている。

一般に少年は、成人に比べ精神的に未熟であり、社会的経験にも乏しい存在である。被害者参加人による被告人質問等は、そのような少年に対し、極めて強い萎縮効果を及ぼし、手続の適正を害するおそれが成人の場合以上に大きいし、また、少年法1条が定める「少年の健全な育成」は、少年の刑事裁判における基本理念ともされ、「懇切を旨とし」た審理が求められているところ（刑事訴訟規則277条）、これらにも反するおそれがある。

本被害者参加制度の問題点は、このように少年が被告人となった場合により深刻なものとなる。

7 事実認定に悪影響を及ぼし裁判員制度が円滑に機能しなくなるおそれがある

(1) 証拠法則が空洞化するおそれがある

事実認定者に対しては、判断資料となりうる適正な証拠のみが示され、心証形成に不合理な影響を及ぼすものは排除されなければならない。

ところが、本被害者参加制度が導入されると、被害者参加人は、罪を犯したとされる被告人を前にして、怒りや悲しみなどの感情を前面に出して質問を行うことがないとは言えない。これに対して、被告人が感情的に反発することも十分にありうる。

このように、法廷で被害者参加人が被告人と直接対峙して感情的な質問や応答がなされ、さらに被害者参加人の主張や陳述、応報感情に基づく弁論としての意見陳述（求刑を含む）が法廷でなされた場合、被害者参加人の意見や質問が過度に重視され、証拠に基づく冷静な事実認定や公平な量刑に強い影響を与えることが懸念される。

(2) 裁判員制度が円滑に機能しなくなる

特に、2009年から施行される裁判員制度においては、裁判員に対し、裁判官以上に、事実認定および量刑判断において、影響を与えるおそれがある。裁判員は、一回限り、そして初めて刑事裁判に関与することになるが、被害者参加人の意見や質問は、裁判員の情緒に強く働き、「証拠」に基づいて冷静になされなければならない事実認定について大きな影響を与える可能性は否定できない。その結果、裁判員が被害者参加人の訴訟活動の影響を受けて、量刑が

重罰化されることが危惧される。

また、刑事訴訟は、客観的な証拠により犯罪事実の存否や量刑が決められるが、被害者参加人は必ずしも全ての証拠を把握しているわけではなく、検察官とは情報量や立場が異なっており、証拠に基づく訴訟活動を期待すること自体に無理がある。求刑についても、被害者参加人の立場からすれば重罰を求めるのはむしろ当然であり、法定刑の上限を求刑することが予想されるが、それは、同じ事件の検察官の求刑とも異なるであろうし、他の同種事件の求刑との均衡を失することになる。

さらに、被害者等の手続参加によって争点の拡大や訴訟遅延を来たすような事態になれば、公判前整理手続による適切な争点と証拠の整理と連日的開廷による充実した迅速な審理の理想に反する結果となる。

法務省は、本被害者参加制度の施行時期を裁判員制度の施行よりも半年早める方針であると伝えられている。裁判員制度の制度設計の際に被害者参加制度のことは考慮されておらず、裁判員制度が実施され定着する前に被害者参加制度を導入するべきではない。

8 外国の制度はその基盤・背景に大きな相違がある

本被害者参加制度導入にあたっては、特にドイツやフランスの制度を参考にしたといわれているが、日本では検察官と弁護士という訴訟当事者が裁判において主要な役割を果たす当事者主義構造になっているのに対し、ドイツやフランスでは、裁判所が主導権を握り、自ら調べていくという職権主義構造になっているという根本的な相違がある。たとえば、フランスでは、証人尋問を行うのは原則として裁判長であり、当事者が尋問する場合は例外的である。そこに被害者が当事者として加わり尋問する場合があるのと、日本のように原則として当事者が尋問することになっている制度のもとで被害者が当事者として参加するのでは、法廷での影響力はまったく異なる。また、ドイツ、フランス両国では死刑が廃止されているという相違もある。これらの違いの影響を検討しないまま、日本の裁判長にも訴訟指揮権があるとして、ドイツ、フランスの制度にならうことは適切ではない。

なお、当事者主義及び陪審制をとっている英国や米国においては、被害者の参加制度が認められていないことも十分に顧慮すべきである。

9 以上のことから、当連合会は、現時点において直ちに被害者参加制度を導入することは刑事裁判の本質に照らし将来に取り返しのつかない禍根を残すことになると思料する。以上の諸点について、国会において国民が納得のゆくように徹底的に審議を尽くすべきであると考えます。

以 上